

| | | | | | |
|--|------------------------------|-------------------|--------|-------|--------|
| 所管部課 | 市民環境部 地域振興課 | | 部長 | 田村 美砂 | |
| 件名 | 東大和市消費生活センター条例の一部を改正する条例について | | | | |
| | 区分 | ○ | 1 審議事項 | | 2 報告事項 |
| 関係事項 | 条例規則 | 消費者安全法、消費者安全法施行規則 | | | |
| | 部課機関 | | | | |
| <p>1. 要 旨</p> <p>消費生活相談員の確保が厳しい現状を踏まえ、東大和市消費生活センター条例における消費生活相談員に関する規定について、消費者安全法第10条の3に規定されている消費生活相談員の要件と同様とするため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第7条第2項の規定について、消費生活相談員として市長が任用する要件に「消費生活相談員資格試験に合格した者と同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認める者」を加えた条文に改める。 ・その他、所要の改正を行う。 <p>(2) 施行日 公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果 消費生活相談員の規定を法の要件と同様にすることで、円滑な消費生活相談が引き続き実施できる。</p> | | | | | |
| <p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p> | | | | | |
| <p>3. 留意事項 (問題点等)</p> | | | | | |
| <p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和5年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p> | | | | | |
| <p>5. 審議結果</p> | | | | | |

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。